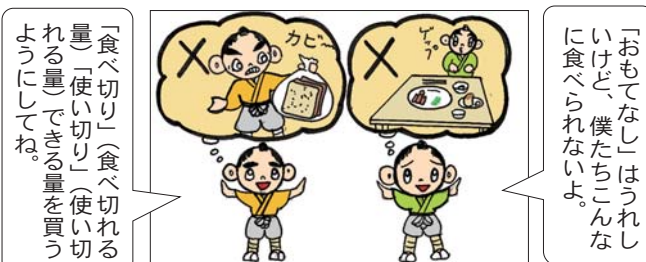
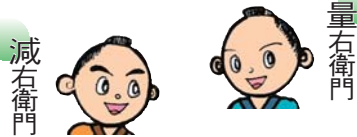


たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれやってる？
 減右衛門「食べ切り」「使い切り」を
 量右衛門「買い物は「食べ切り」を
 忘れないでね！」の巻



◆ そのほかの資源・ごみなどの回収 ◆

ペットボトル・白色トレー・紙パック

▼拠点(店頭・公共施設など)回収

年末 12月29日(木)まで出すことができます。

○12月30日(金)に、順次回収ボックスの利用を中止します。

年始 1月4日(水)午前8時以降に、順次回収ボックスの利用を再開します。

○12月30日(金)のふた閉め後から1月4日(水)までの期間、回収ボックスは、一時撤去または回収ボックスのふたを閉めます。

粗大ごみ
 ▼自宅回収 粗大ごみ受付センターへ電話で予約してください(☎570-7733)。

年末 受付は12月28日(水)午後5時まで行いますが、年内に収集できない場合があります。

※12月28日(水)受付分は、年明けの収集となります。

年始 受付は1月4日(水)から行いますが、1月4日(水)受付分は1月5日(木)以降の収集となります。

持込み 直接リサイクルセンターへ持ち込んでください。

年末 12月28日(水)午後4時までです。

年始 1月4日(水)午前9時からです。

○1月のリサイクルセンターの日曜開館日は1月8日(日)です。

※年末・年始の粗大ごみの処理は大変混み合います。計画的なごみ出しをお願いします。

粗大ごみの処理には手数料がかかります。詳しくは、「資源リサイクルマニュアル」の36〜39ページをご覧ください。

し尿汲取り

年末 12月27日(火)が最終汲取り日です。

○12月27日(火)の汲取りを希望する場合は、12月26日(月)午後3時30分までに、し尿汲取り受付センター(☎570-7733)粗大ごみ受付センターと同じに予約してください。

○年内の予約受付は、12月28日(水)まで行いますが、12月26日(月)午後3時30分以降の受付分は、年明けの汲取りとなります。

年始 1月6日(金)から汲取りを開始します。

※受付は、1月4日(水)から行います。

し尿汲取りには手数料がかかります。地域・用途により金額が異なります。

問合せ 生活環境課生活環境係 205

1月31日(火)まで！忘れていませんか？

創省エネエコポイント助成の申請はお早めに！

市では、平成26年度から住宅の創エネ・省エネ化工事を対象とした助成制度を行っています。

平成28年1月～12月に完了した工事については、申請期間が1月31日(火)までとなっております(先着順)。

対象となる工事をした方は、早めに申請してください。

※土・日曜日、祝日は受け付けできません。郵送の場合、当日消印有効です。

助成メニュー

創エネメニュー	太陽熱利用給湯システム
	太陽光発電システム
	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)
	家庭用ガス発電給湯システム(エコウィル)
	高効率小規模コージェネレーションシステム
	地中熱利用ヒートポンプシステム
省エネメニュー	木質バイオマス利用設備
	LED照明改修工事
	高遮熱塗装等改修工事
	遮熱フィルムおよび遮熱コート改修工事
	高断熱化改修工事(次世代省エネ住宅の基準)
省エネメニュー	浴室および浴槽の高断熱化改修工事
	トイレの節水改修工事
リチウムイオン蓄電池システム付帯工事(発電機能設備と併設)	
エネルギー管理システム付帯工事(創エネ省エネメニューと併設)	
次世代自動車導入	次世代自動車導入(電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車)
	次世代自動車エネルギー供給設備(充電スタンド、天然ガススタンド、水素供給ステーション) ※一般の方も使用できること
そのほか住宅などのエネルギーを10%以上省エネ化する工事	

※申請方法や条件など、詳しくは市公式サイトをご覧ください。問い合わせ 環境保全課環境保全係 225

問合せ 環境保全課環境保全係 225

はい！こちら消費生活センター 副業サイトに登録したら出会い系サイトだった！



「お金をくれるってホント?！」

〜巧妙化するサクラサイト〜

相談事例

スマートフォンで「副業サイト」を検索していたところ、「悩みを聞くだけで報酬が貰える」との広告を見つけ、無料と出ていたので登録しました。2000万円の報酬をくれるという相手からメールが届き、誘導されたサイトに登録しました。相手から「メールのやり取りにはポイントの購入が必要」と言われ、次々にポイントを購入し、1週間で100万円も支払ってしまいました。報酬を受け取ることはできませんでした。

アドバイス

相談事例は、副業サイトや占いサイト、会員制交流サイト(SNS)の副業関連の広告から出会い系サイトに誘導され、出会い目的ではない、いわゆる「サクラサイト商法」の手口と思われる。

サクラサイト商法の手口では、サイト業者に雇われた「サクラ」が消費者をサイトに登録するよう誘導し、メール交換をするためのポイントを次々に購入させます。また、報酬を受け取る

ためには「文字化け解除料」や「パスワード発行費用」が必要などと、さまざまな名目で費用を請求されます。

途中でやめたいと思っても、支払った金額が高額になると、「ここでやめたら丸損になる」という心理が働き、なかなかやめられなくなります。

「お金をあげる」というのは嘘です。サイトへの登録やメールのやり取りは絶対にしてください。また、メールの相手がサクラであることを証明することは難しく、いったんお金を支払ってしまうと取り戻すのは非常に困難です。サクラサイト商法の手口は、ますます巧妙化してきていますので、関わらないようにしましょう。

副業サイトへの登録には十分に注意

- 簡単に、確実に収入が得られる副業はありません。
- 登録する前に、副業サイトの利用規約などを確認し、怪しいと思ったら登録しないようにしましょう。
- 自動車運転免許証や健康保険証のような個人情報、安易に他人に伝えないようにしましょう。

問合せ 消費生活センター ☎5555-1111 ④641